

別紙

R6 徳島県ホテル誘致アクション業務 仕様書（企画提案用）

1 業務名

R6 徳島県ホテル誘致アクション業務

2 業務の目的

徳島県における大規模イベント、大型 MICE 開催時の宿泊対応や、魅力的な宿泊体験の提供による、県内宿泊者数の拡大と観光消費額の増加につなげるため、デベロッパー等を含む国内外の宿泊事業者（以下「事業者」という。）に誘致活動を行い、本県への新規立地を促進する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

4 業務委託料上限額

金12,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 業務概要

受託者は、上記2の目的を達成するため、徳島県宿泊施設誘致戦略（以下「戦略」という。）に基づき、以下に掲げる内容を含む業務を企画提案し、実施すること。

戦略については、参加申込書の提出者に概要版を送付し、契約予定者に全体版を送付する。なお、戦略の内容について他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。

(1) 全体管理業務

戦略に基づく施策の管理及び誘致活動全般の進捗管理を、県と定期的（月1回以上）な協議において行うこと。

(2) 誘致活動業務

ア 関係団体（市町村、企業等）と連携し、事業者が新規立地の検討材料とするための各種資料を作成すること。

イ 事業者に対する本県の取組の周知、本県への立地可能性が高い事業者のピックアップ、誘致活動の橋渡しをすること。

ウ 事業者による立地に係る県内現地視察について、企画及びアテンドを行うこと。

(3) その他

上記以外に、宿泊施設の新規立地を促進する取組について検討し、提案すること。

6 成果物の納入

- (1) 業務完了報告書 紙媒体3部(カラー)及び電子データ(電磁的記録媒体は任意)
※業務実績報告書(活動記録等)を含む。
※県が必要に応じ、複写・修正できるよう、パワーポイントや
ワード等で作成すること。
- (2) その他 県が業務の確認に必要と認める書類及び写真等
- (3) 納入場所 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県観光スポーツ文化政策課観光産業担当
T e l : 088-621-2314
メール : kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

7 特記事項

- (1) 業務内容等は、県及び連携先等と十分協議しながら進めること。
- (2) 業務の実施に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、県がその損害を県の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、県もその損害を負担するものとし、負担額は県と受託者の協議で決定する。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、成果物及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、県の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) 成果物に係る著作権の処理を済ませたものの所有権は、全て県に帰属するものとする。また、成果物に係る著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。)は、全て県に帰属する。さらに、著作者人格権については、これを公使しないこと。
- (5) 成果物の著作権その他全ての権利等について、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。また、著作権及び肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応すること。
- (6) その他、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (7) 県が行う成果物の二次使用・再編集等について、県の判断で行うことができるものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議の上、決定する。